

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例																
主管課	都市計画課																
根拠法令等	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年6月14日公布、公布日ほか施行）																
<p>【改正の概要】</p> <p>宅地造成等規制法の一部改正（平成25年9月14日施行）により、宅地造成工事規制区域又は造成宅地防災区域の指定をする場合の国土交通大臣への報告の事務が廃止されることに伴う規定整備</p> <p>○移譲事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域又は造成宅地防災区域の指定に伴う<u>公示、報告及び通知の事務</u> → <u>報告の削除</u> 																	
施行日	公布の日																
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 宅地造成工事規制区域等の概要</p> <p>○ 宅地造成工事規制区域（法第3条）</p> <table border="1"> <tr> <td>指定者</td> <td>都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長</td> </tr> <tr> <td>指定の要件</td> <td><u>宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域</u>であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの</td> </tr> <tr> <td>指定の効果</td> <td>・切土、盛土など一定の工事についての許可（法第8条） ・工事施行の停止命令、災害防止の措置命令等の監督処分（法第14条） ・災害の防止のための勧告及び改善命令（法第16条第2項、第17条）</td> </tr> <tr> <td>県内の指定区域</td> <td><u>次の5地区（いずれも松山市）</u> ①祝谷・奥道後（1,162ha）②久万の台（225ha）③大峰ヶ台（236ha） ④石風呂・高浜（362ha）⑤港山（17ha）</td> </tr> </table> <p>○ 造成宅地防災区域（法第20条）</p> <table border="1"> <tr> <td>指定者</td> <td>都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長</td> </tr> <tr> <td>指定の要件</td> <td><u>宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地）の区域</u>であって政令で定める基準に該当するもの</td> </tr> <tr> <td>指定の効果</td> <td>災害の防止のための勧告及び改善命令（法第21条第2項、第22条）</td> </tr> <tr> <td>県内の指定区域</td> <td><u>指定なし</u></td> </tr> </table> <p>2 市町への移譲の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定に関する事務</u> …今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市 ・ 宅地造成工事規制区域における許可等の規制に関する事務 …各市（中核市を除く） ・ 上記規制に関する申請書等の経由事務 …各町 		指定者	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長	指定の要件	<u>宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域</u> であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの	指定の効果	・切土、盛土など一定の工事についての許可（法第8条） ・工事施行の停止命令、災害防止の措置命令等の監督処分（法第14条） ・災害の防止のための勧告及び改善命令（法第16条第2項、第17条）	県内の指定区域	<u>次の5地区（いずれも松山市）</u> ①祝谷・奥道後（1,162ha）②久万の台（225ha）③大峰ヶ台（236ha） ④石風呂・高浜（362ha）⑤港山（17ha）	指定者	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長	指定の要件	<u>宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地）の区域</u> であって政令で定める基準に該当するもの	指定の効果	災害の防止のための勧告及び改善命令（法第21条第2項、第22条）	県内の指定区域	<u>指定なし</u>
指定者	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長																
指定の要件	<u>宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域</u> であって、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるもの																
指定の効果	・切土、盛土など一定の工事についての許可（法第8条） ・工事施行の停止命令、災害防止の措置命令等の監督処分（法第14条） ・災害の防止のための勧告及び改善命令（法第16条第2項、第17条）																
県内の指定区域	<u>次の5地区（いずれも松山市）</u> ①祝谷・奥道後（1,162ha）②久万の台（225ha）③大峰ヶ台（236ha） ④石風呂・高浜（362ha）⑤港山（17ha）																
指定者	都道府県知事、指定都市・中核市・特例市の長																
指定の要件	<u>宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地）の区域</u> であって政令で定める基準に該当するもの																
指定の効果	災害の防止のための勧告及び改善命令（法第21条第2項、第22条）																
県内の指定区域	<u>指定なし</u>																